

企画調査会報告書

～無形の文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設に向けて～

の参考資料（案）

<参考資料>

○文化審議会体系図	1
○企画調査会の開催について	2
○文化審議会文化財分科会企画調査会の設置について	3
○令和2年度文化審議会文化財分科会企画調査会委員名簿	4
○令和2年度文化審議会文化財分科会企画調査会における これまでの審議の経緯	5

<参考データ等>

○企画調査会における主な検討事項	6
○国・地方における文化財の保存活用の制度イメージ	9
○文化財保護法に関する基礎資料及び無形の文化財等について	10
○多様な文化財について	23
○地方における文化財保護の状況	34

文化審議会体系図

文化審議会

令和2年10月現在

・文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに国際文化交流の振興及び博物館による社会教育の振興に関する重要事項の調査審議等

文化政策部会

食文化ワーキンググループ

・文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項に関する調査審議

美術品補償制度部会

専門調査会

・展覧会における美術品損害の補償に関する事項の調査審議

世界文化遺産部会

・世界遺産条約実施に関する事項の調査審議

無形文化遺産部会

・無形文化遺産保護条約の実施に関する事項の調査審議

博物館部会

・博物館の振興に関する事項の調査審議

国語分科会

・国語の改善及びその普及に関する事項の調査審議等

著作権分科会

・著作権制度に関する重要事項の調査審議等

文化財分科会

・文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議等

企画調査会

・文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に関する事

第一専門調査会

・美術工芸品に関する事

第二専門調査会

・建造物及び伝統的建造物群保存地区に関する事

第三専門調査会

・記念物、文化的景観及び埋蔵文化財に関する事

第四専門調査会

・無形文化財及び文化財の保存技術に関する事

第五専門調査会

・民俗文化財に関する事

文化功労者選考分科会

・文化功労者年金法により、審議会の権限に属させられた事項の処理

企画調査会の開催について

令和 2 年 10 月 16 日
文化審議会文化財分科会決定

＜開催の必要性＞

かねてから、伝統的な芸能や古くから続く地域のお祭りなどについては、過疎化や急速な少子高齢化等による担い手不足等の理由により、存続の危ぶまれる事態が増えていると指摘されている。一方、近年、書道、食文化等の生活文化をはじめとした様々な文化的所産については、文化財やユネスコ無形文化遺産としての位置付けに関する議論が寄せられており、こうした文化財としての価値付けの定まってない分野等の文化的所産について、保存及び活用の在り方の検討が求められているところである。

こうした状況の中、今般、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて活動の機会が減少したことにより、生活文化を始め多種多様な文化財についてその継承状況はより一層厳しいものとなっている。

他方、平成 29 年、文部科学大臣による諮問「これからの文化財の保存と活用の在り方について」を受け、文化財分科会に設置した企画調査会において検討を行い、翌年には、地域における文化財の計画的な保存及び活用の促進等を図るため、文化財保護法が改正されたところであるが、当時の企画調査会の議論の中で、無形文化財や民俗文化財に関する検討をより深く進めるべきではないかとの意見が出されていたところである。

また、近年、文化財の活用が強く求められており、無形文化財等だけでなく有形文化財等の保存及び活用並びに地域における更なる保存及び活用も求められているところである。

上述の動き及び平成 29 年当時の企画調査会での議論を踏まえ、文化財分科会の下に企画調査会を開催し、無形文化財及び無形の民俗文化財の保存及び活用の在り方を中心に更に検討を行うこととする。

＜主な調査事項＞

- 無形文化財及び無形の民俗文化財の保存及び活用の在り方等について

文化審議会文化財分科会企画調査会の設置について

平成 29 年 5 月 19 日
文化審議会文化財分科会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会文化財分科会運営規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、文化財分科会に文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に係る重要事項に関して調査を行う企画調査会を設置する。

2. 調査事項

- (1) これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の方策
- (2) 文化財の持つ潜在力を一層引き出すための文化財行政の新たな展開
- (3) 文化財を確実に継承するための環境整備
- (4) その他

3. 企画調査会の構成

分科会長及び分科会長が指名する文化財分科会委員及び専門委員により構成する。

令和2年度文化審議会文化財分科会企画調査会委員名簿

(50音順・敬称略)

- ・岩崎 奈緒子 京都大学教授
- ・甲斐 昭光 兵庫県教育委員会事務局文化財課長
- ◎・小島 孝夫 成城大学文芸学部教授
- ・児島 やよい キュレーター、明治学院大学非常勤講師
- ・齊藤 裕嗣 東京文化財研究所客員研究員
- ・島谷 弘幸 九州国立博物館長、文化審議会文化財分科会長
- ・滝 久雄 株式会社ぐるなび取締役会長・創業者、公益財団法人日本交通文化協会理事長、株式会社エヌケービー取締役会長・創業者
- ・竹内 由紀子 女子栄養大学准教授
- ・都竹 淳也 飛騨市長
- ・鍋島 稲子 台東区立書道博物館主任研究員
- ・松田 陽 東京大学准教授

◎：企画調査会長 ○：企画調査会長代理

令和2年度文化審議会文化財分科会企画調査会におけるこれまでの審議の経緯

○企画調査会の開催決定（文化財分科会）：令和2年10月16日（金）

○第1回

日 時：令和2年10月28日（水）14:00～16:00

場 所：オンライン会議にて開催

議 題：(1)企画調査会長の選任等について、(2)無形文化財及び無形の民俗文化財の保存及び活用の在り方等について、(3)その他

○第2回

日 時：令和2年11月11日（水）14:00～17:00

場 所：オンライン会議にて開催

議 題：(1)第1回の主な意見について、(2)関係者からのヒアリングについて、(3)その他

- ・佐々木正直氏(群馬県立館林美術館 特別館長)
- ・菊池健策氏(東京文化財研究所 客員研究員)
- ・竹原学氏(松本市教育委員会 文化財課長)
- ・甲斐昭光氏(兵庫県教育委員会事務局 文化財課長)
- ・熊倉功夫氏(MIHO MUSEUM 館長、ふじのくに茶の都ミュージアム館長)
- ・高木聖雨氏(公益財団法人全国書美術振興会 代表理事・理事長)
- ・中澤弥子氏(長野県立大学教授、文化庁の食文化 WG 委員)
- ・山本豊津氏(東京画廊 代表)
- ・三笑亭夢太郎氏(一般社団法人日本演芸家連合 代表理事・会長、公益社団法人落語芸術協会 理事)

○第3回

日 時：令和2年11月20日（金）10:00～12:00

場 所：オンライン会議にて開催

議 題：(1)第2回の主な意見について、(2)これまでの議論の整理（案）、(3)その他

○第4回

日 時：令和2年12月2日（水）14:00～16:00

場 所：オンライン会議にて開催

議 題：(1)第3回の主な意見について、(2)企画調査会における審議のまとめ（たたき台）、(3)その他

○企画調査会における審議のまとめ（たたき台）に関する意見募集の実施

（令和2年12月7日（月）～令和2年12月16日（水））

○第5回

日 時：令和2年12月24日（木）14:00～16:00

場 所：オンライン会議にて開催

議 題：(1)第4回の主な意見について、(2)企画調査会報告～無形の文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設に向けて～（案）、(3)その他

企画調査会における主な検討事項

- 1 無形文化財及び無形の民俗文化財に関して、現時点では指定に至らないものの、国による保護措置の必要性が高く、存続が危ぶまれる無形文化財等の保存及び活用の在り方について。
- 2 今後新たに文化財として指定・登録される可能性があるものの、現時点では価値付けが定まっていない分野や、歴史が浅く学術的な蓄積のまだ十分でない文化財の保存及び活用の推進について。
- 3 地域における文化財の保存及び活用をより一層促進するため、文化財保存活用地域計画の策定の推進や、地域の自主的な登録制度の在り方について。
- 4 上記の他、無形文化財や無形の民俗文化財等の保存及び活用に関する課題について。

現行文化財保護法の類型等について

	指 定 〔所有権・流通等への保護規制 修復・継承への支援〕	登 録 〔緩やかな保護 多様な文化財をリスト化〕
【A-1】有形文化財 建造物、美術工芸品	○	○
【A-2】有形民俗文化財 衣食住の用具 等	○	○
【B-1】無形文化財 芸能、工芸	○	制度なし
【B-2】無形民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術	○	制度なし

※地方の登録は、保護法上の根拠規定なし

- ＜事業内容＞ ○ 地域に眠る、現時点では価値付けが定まっていない分野や、歴史が浅く学術的な蓄積のまだ十分でない文化財等の多種多様な文化的所産について、担い手等からの要望も踏まえつつ、その文化財としての価値を調査し、新たな文化資源として適切に保存・活用を図っていくことが必要。
- 特に、現在、新型コロナウイルス感染症の影響によりその継承に課題を抱える無形の文化財等について、緊急に調査を行う必要がある。
- このため、文化庁長官が必要と認めるものについて、専門機関の協力を得ながら機動的にその文化財としての価値を調査し、保護方策の検討につなげる。

◆無形の文化的所産調査【新規】

○新型コロナウイルス感染症の影響もあり、伝承等に係る取組の実施が一層に困難になっていると想定されるところ、将来的に国が保護すべき対象を早急に把握するため、例えば近代に成立・発展した風俗慣習や芸能等の無形の文化的所産の分布及び伝承状況を調査する。



◆文化財指定等に向けた国内外の食文化の現況調査【新規】

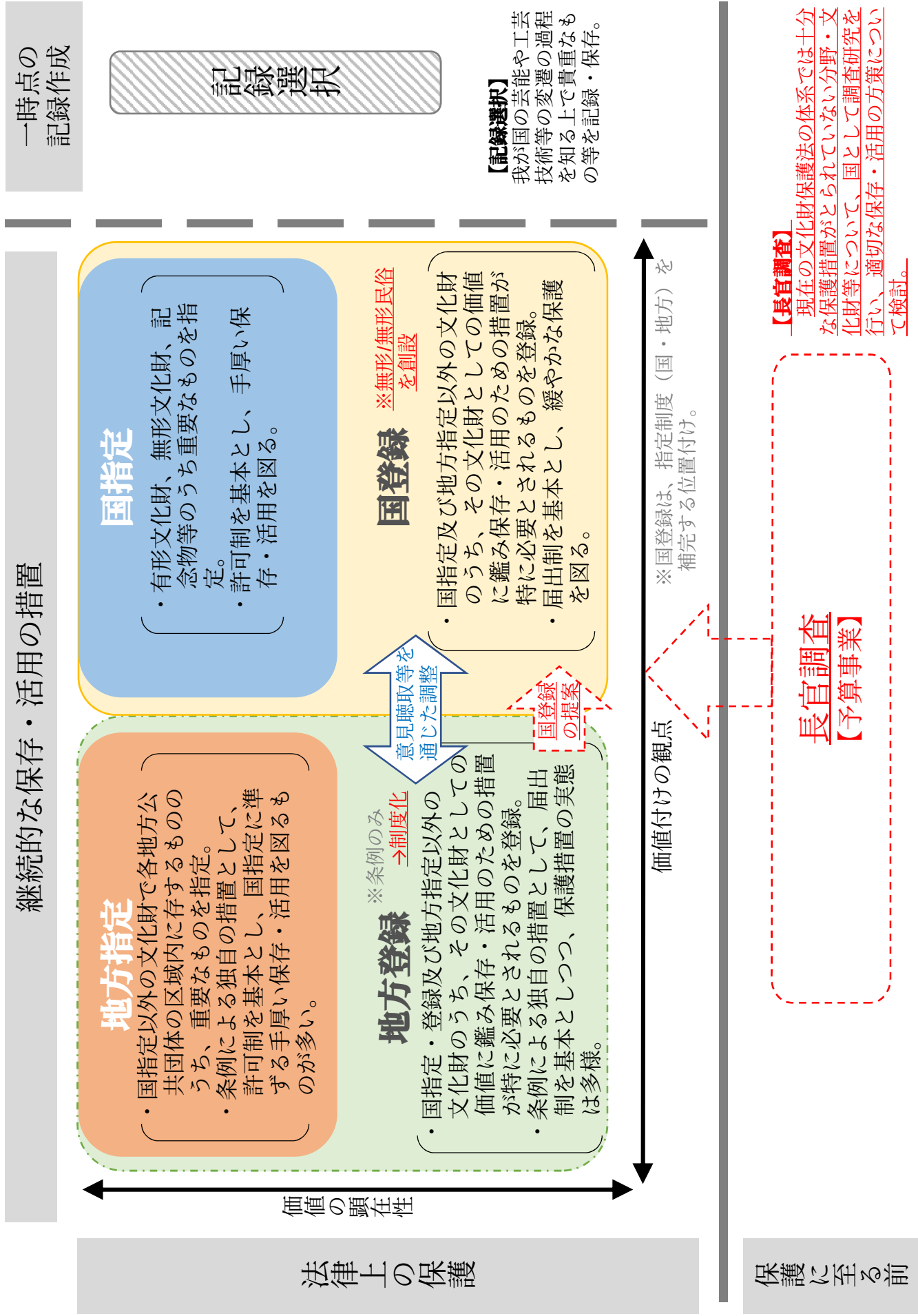
○食文化の文化財指定・登録やユネスコ無形文化遺産申請を早急に推進するため、食に関するわざ・習俗等の詳細な分布や実態について緊急かつ重点的に調査を行う。



◆生活文化調査研究事業

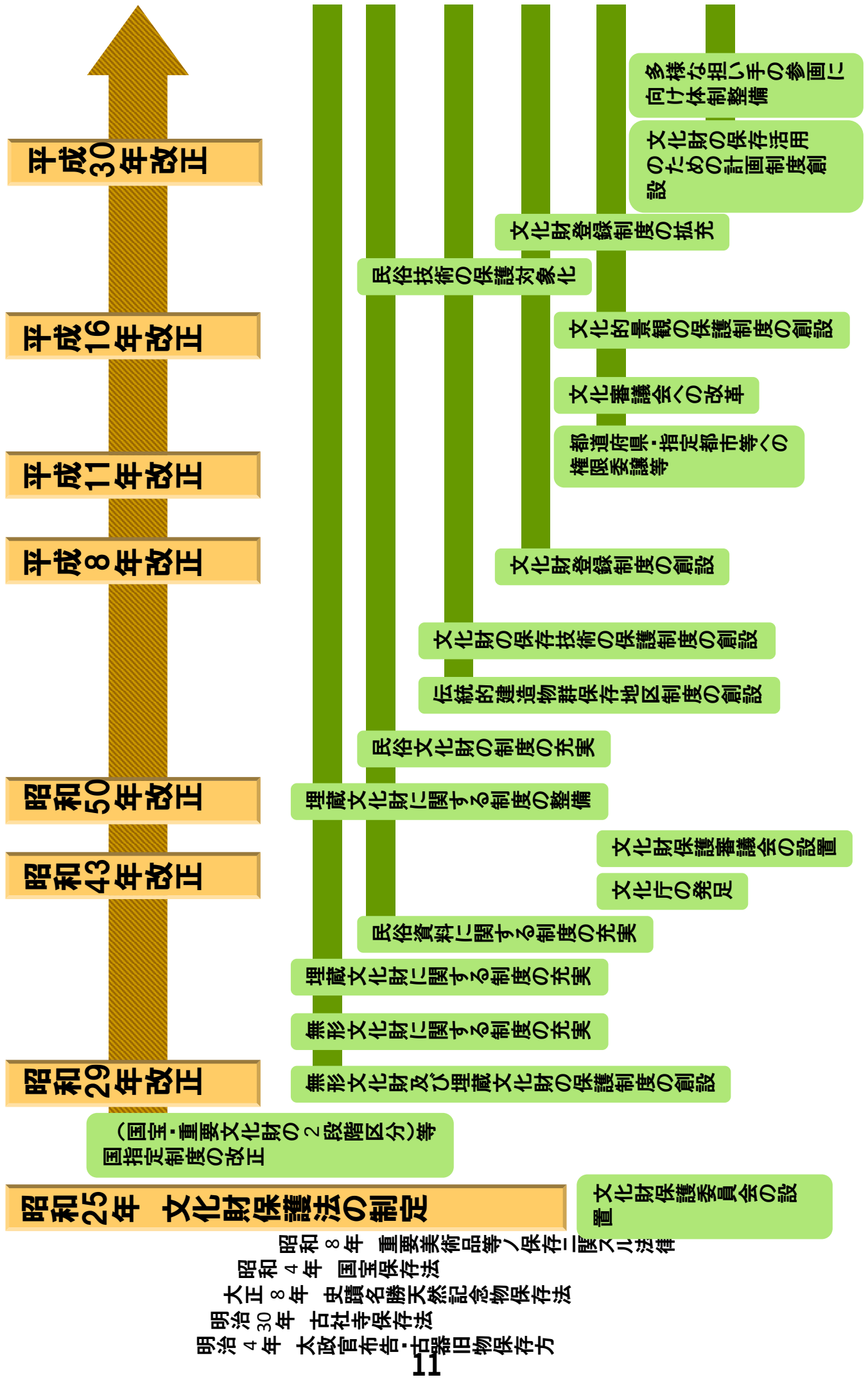
○平成30年度までの生活文化に関する基礎的な実態調査を踏まえ、令和2年度から書道、茶道、華道の詳細調査を実施しており、令和3年度以降も生活文化や国民娯楽の分野について詳細調査を実施する。





文化財に関する基礎資料及び 無形の文化財等について

文化財保護法の変遷



総論

○昭和24年の法隆寺金堂壁画の焼損をきっかけに議員立法として昭和25年に成立。

【目的】

文化財を保存し、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること（第1条）。

【定義】

「文化財」とは「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物（史跡・名勝・天然記念物）」「文化的景観」「伝統的建造物群」の6類型をいい（第2条）、文部科学大臣が重要なものを「重要文化財」等に指定する。

【任務と心構え】

- ・ 政府・地方公共団体は、文化財の保存が適切に行われるように、法律の趣旨の徹底に努める責務を有し（第3条）、法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重する（第4条③）。
- ・ 一般国民は、政府等が行う措置に協力し、また文化財の所有者等は、文化財を公共のために保存するとともに、できるだけこれを公開するなど文化的活用にも努めなければならない（第4条①、②）。



有形文化財建造物
(国宝瑞龍寺)



有形文化財
(国宝黒韋威胴丸兜 大袖付)



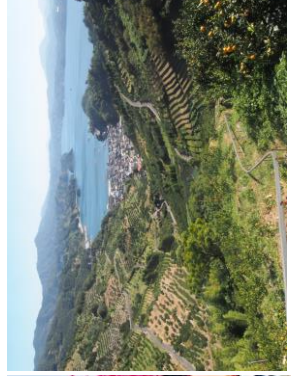
重要無形文化財
(歌舞伎女形)



無形民俗文化財
(青森市ねぶた)



伝統的建造物群と民俗文化財
(岐阜県美濃市)



文化的景観

文化財保護(＝保存＋活用)の法律上のスキーム

○ 国の役割：

- ・ 重要な文化財の指定・選定・登録
- ・ 所有者に対する修理等に関する指示・命令等
- ・ 現状変更等の規制・許可、輸出の制限
- ・ 修理・公開等への補助、税制優遇措置 等

○ 所有者の役割：

- ・ 所有者の変更・毀損・所在変更等に係る届出
- ・ 文化財の管理・修理・公開
- ・ 重要文化財等の国に対する売渡の申出

○ 地方自治体の役割：

- ・ 文化財保護条例の制定
- ・ 国指定を除く文化財の指定 等

※ 罰 則：

- ・ 文化財の損壊・き損、無許可の現状変更・輸出等に対する懲役・禁固・罰金・過料

管理・公開の考え方(重要文化財(建造物・美術工芸品)の例)

※建造物と美術工芸品の指定類型はともに「重要文化財」であり同一の条項で規定されている

○ 管 理：

- ・ 文化財の管理義務は、所有者が有する。
- ・ 特別な事情のある場合、所有者は自己に代わり管理を行う「管理責任者」を選任できる。
- ・ 所有者・管理責任者による管理が困難等の場合、文化庁長官は「管理団体」を指定できる。

○ 公 開：

- ・ 文化財の公開は、所有者もしくは管理団体が行う。ただし、それ以外の者による公開も妨げない。
- ・ 所有者等以外の公開には文化庁長官の許可を要する。ただし、事前に長官の承認を受けた博物館等（公開承認施設）の場合は事後の届出で足りる。

文化財の体系と国指定・登録等の文化財件数

- ・ 件数は令和2年12月1日現在。
- ・ 重要文化財の件数は国宝の件数を含む。

	指定 〔所有権・流通等への保護規制 修復・継承へ支援〕	登録 〔緩やかな保護 多様な文化財をリスト化〕
文化財	有形文化財 建造物、美術工芸品	登録有形文化財 12,685件(建造物) 17件(美術工芸品)
	国宝	227件(建造物) 897件(美術工芸品)
	重要文化財	2,509件(建造物) 10,808件(美術工芸品)
	有形の民俗文化財 衣食住の用具 等	登録有形民俗文化財 45件
	無形文化財 芸能、工芸技術	重要無形文化財 114件 － (制度なし)
	無形の民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術	重要無形民俗文化財 318件 － (制度なし)
	その他…記念物 （史跡1,847件、名勝422件、天然記念物1,031件）、 文化的景観 （重要文化的景観65件）、 伝統的建造物群保存地区 （重要伝統的建造物群保存地区120件）	

※このほか、文化財の保存技術の選定制度（**選定保存技術**）及び**埋蔵文化財**の制度がある。

(参考) 登録有形文化財（美術工芸品）

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して有形文化財と呼び、このうち、建造物以外のものを総称して「美術工芸品」と呼んでいる。

文化財保護法の一部改正によって、平成17年に美術工芸品に「文化財登録制度」が導入された。関係地方公共団体の意見を踏まえ、文化財保護法に特に必要な措置がとられる美術工芸品について、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録している。

(令和2年9月30日現在 17件)

	登録年月日	種別	名 称	員数
1	平成18年3月31日	工 芸 品	有田磁器(柴田夫妻コレクション)	10,311点
2		考古資料	飛騨地域考古資料(江馬修菟集品)	9,524点
3		歴史資料	建築教育資料(京都帝国大学工学部建築学教室旧蔵)	2,653点
4			紙芝居資料	5,652点
5	平成20年3月7日	書跡・典籍	松原文庫(松原恭譲菟集仏書資料)	1,090点
6		歴史資料	工業技術資料(日本工業大学収集)	178点
7	平成20年7月10日	工 芸 品	並河靖之七宝資料	1,662点
8		考古資料	越中地域考古資料(早川荘作菟集品)	1,699点
9		歴史資料	工藤利三郎撮影写真ガラス原板	1,025点
10	平成21年7月10日	歴史資料	ボードイン収集紙焼付写真	528点
11	平成22年6月29日	工 芸 品	福井県陶磁器資料(水野九右衛門コレクション)	1,642点
12	平成23年6月27日	考古資料	本山彦一菟集考古資料	18,945点
13		歴史資料	彩色設計図集	632点
14	平成24年9月6日	考古資料	諏訪地域考古資料(藤森栄一菟集品)	59,628点
15	令和元年7月23日	歴史資料	建築教育・研究資料(仙台高等工業学校建築学科旧蔵)	1437点
16			官立高等教育機関営繕組織近代建築図面(東北帝国大学営繕課旧蔵)	1,139点
17	令和2年9月30日	歴史資料	近代教科書関係資料(玉川大学収集)	12,728点

【登録基準】

建造物以外の部

建造物以外の有形文化財(重要文化財及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、原則として製作後五十年を経過したものであって歴史的若しくは系統的にまとまって伝存したもの又は系統的若しくは網羅的に収集されたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

一 文化史的意義を有するもの

二 学術的価値を有するもの

三 歴史上の意義を有するもの

1. 重要有形民俗文化財(指定)

◇ 文化財保護法第七十八条

- ・文部科学大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に… (中略) …指定することができる。

2. 登録有形民俗文化財

◇ 文化財保護法第九十条第一項

- ・文部科学大臣は、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財 (第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。) のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

3. 重要無形民俗文化財(指定)

◇ 文化財保護法第二条第一項

- ・民俗文化財：衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの (三号)

◇ 文化財保護法第七十八条第一項

- ・文部科学大臣は、… (中略) …無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができる。

164. 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

◇ 文化財保護法第九十一条

- ・重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財には、第七十七条の規定を準用する。

◇ 文化財保護法第七十七条第一項

- ・文化庁長官は、重要無形民俗文化財以外の無形民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

5. 重要無形文化財(指定)

◇ 文化財保護法第二条第一項

- ・無形文化財：演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的的所在で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの (二号)

◇ 文化財保護法第七十一条第一項

- ・文部科学大臣は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる。

6. 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財

◇ 文化財保護法第七十七条第一項

- ・文化庁長官は、重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

文化財保護法の各制度の概要（有形文化財、無形文化財及び無形の民俗文化財）

	有 形		無 形	無形民俗		無形/無形民俗
	指 定	登 録		指 定	指 定	
制度の目的 (創設時期)	永久的な保護を目的。強い規制と手厚い保護措置。 (昭和25年)	所有者等の自主的保護に期待。届出制と助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置。 (建造物：平成8年) (美術工芸品：平成17年)	価値の高い伝統的な「わざ」を広く保護。保護措置は、届出制と伝承者養成等への補助。 (昭和29年)	風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち特に重要なものを保護。伝承者養成等へ補助。 (昭和50年)	文化財の価値に鑑み、特に必要とされるものについて、その記録を作成、保存又は公開。 (無 形：昭和29年) (無形民俗：昭和50年)	
保護の対象	有形文化財のうち重要なもの	その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの	無形文化財のうち重要なもの	風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち特に重要なもの	(無 形) 変遷の過程を知る上で貴重なもの。 (無形民俗) 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち重要なもの	
指定・登録の 17 件数	建造物：2,509(5,122棟) 美術工芸品：10,808	建造物：12,685件 美術工芸品：17件	各個認定：76件・116人 保持団体等認定：30件	318件	(無 形) 91件 (無形民俗) 648件	
規制等	・現状変更の許可制 ・所有者等変更の届出制 ・管理等に関する命令又は勧告 など	・現状変更の届出制 ・所有者等変更の届出制 など	・保持者等変更の届出制 ・保存に関する助言又は勧告 など	・保存に関する助言又は勧告 など	—	
所有者等による 公開	・勧告又は命令 ・指示、停止/中止命令	・指導又は助言	・勧告	・勧告	—	
支援措置	・税制 (※国税では、所得税、法人税、相続税・贈与税)	・税制 (※国税では、相続税・贈与税)	・税制 (※公益法人が取得・所有する能楽の公演のための施設)	—	—	
	・地財措置	・地財措置	・地財措置	・地財措置	—	
	・国庫補助	・国庫補助(設計監理、公開活用)	・国庫補助	・国庫補助	・国庫補助(記録作成や公開事業への助成)	

※指定件数等は、令和2年11月1日現在

登録無形文化財・登録無形民俗文化財に関する支援

【登録無形文化財】

国庫補助	伝承者養成、普及・啓発事業、調査・記録作成の支援(検討中)
地財措置	(登録の状況を見つつ今後要望)
税制優遇	—

(参考：重要無形文化財)

国庫補助	特別助成金、伝承者養成、普及・啓発事業、記録作成の支援等
地財措置	都道府県：320,000円(特交措置)等 市町村：300,000円(同上)
税制優遇	公的社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設(家屋及びその敷地)：1/2課税(不動産取得税、固定資産税、都市計画税)

地方登録文化財に関する支援(地方財政措置)

【地方登録文化財】

(文化財保護法上の規定なし、条例で独自に対応)

対象団体	通常	災害復旧
都道府県	(登録制度の状況を見つつ今後要望)	(今後要望)
市町村	(無形文化財及び無形の民俗文化財について、登録制度の状況を見つつ今後要望) 参考：現行の措置 〔建造物：50,000円 美術工芸品：10,000円 有形民俗文化財：10,000円 記念物：10,000円〕	(今後要望)

【登録無形民俗文化財】

国庫補助	伝承事業、活用事業(検討中)
地財措置	(登録の状況を見つつ今後要望)
税制優遇	—

(参考：重要無形民俗文化財)

国庫補助	用具の修理・新調、施設の修理・防災、伝承者養成等
地財措置	都道府県：80,000円(特交措置) 市町村：590,000円(同上)等
税制優遇	—

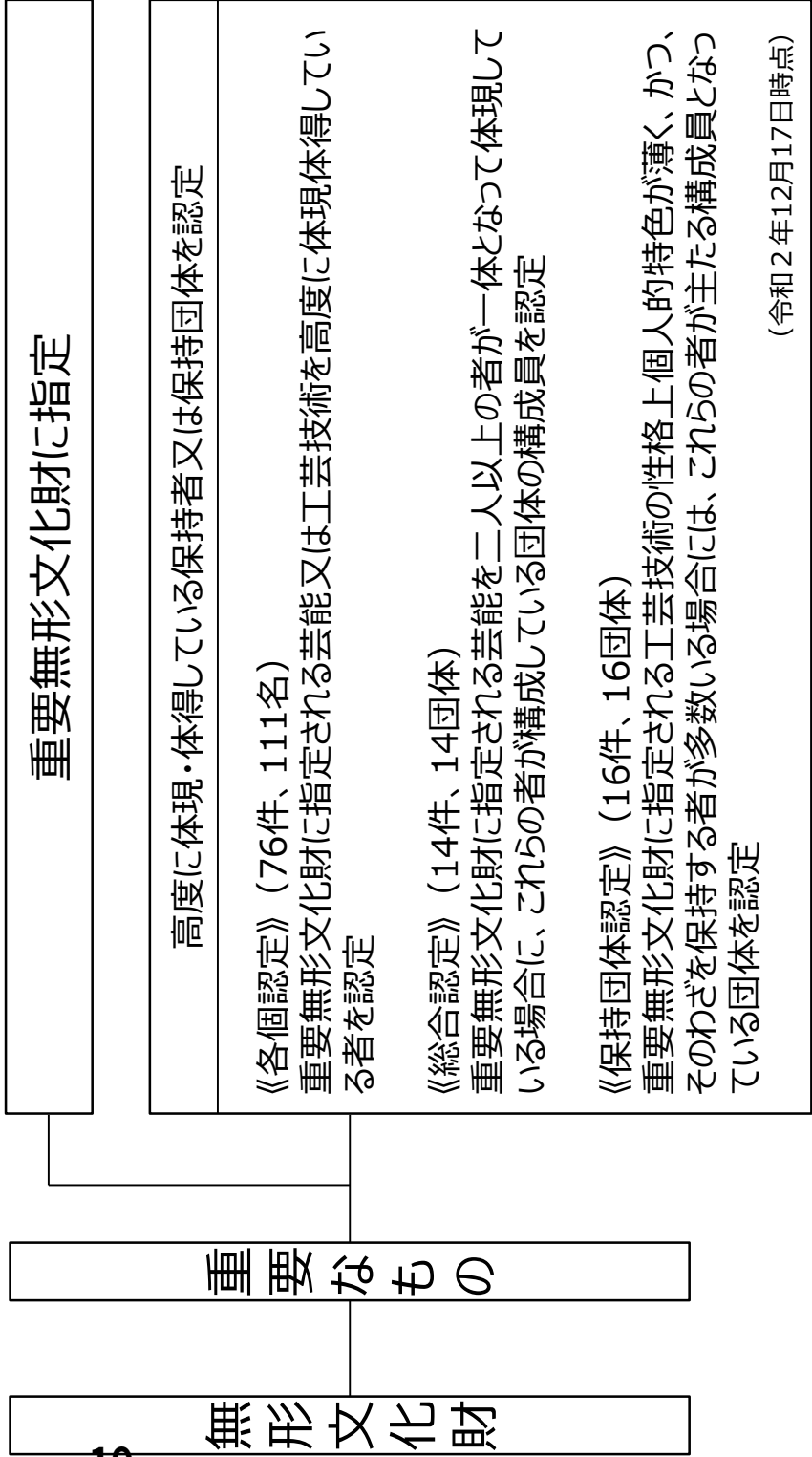
(参考：地方指定文化財)

対象団体	通常	災害復旧
都道府県 (右記×0.5)	無形文化財、民俗文化財及び記念物：30,000円 建造物：240,000円 美術工芸品：10,000円	経費の8割を措置
市町村	無形文化財、民俗文化財及び記念物：30,000円 建造物：130,000円 美術工芸品：10,000円 伝統的建造物群保存地区：220,000円	経費の8割を措置

- 無形の文化財は、人間のわざそのものであり、具体的にはそのわざを体現・体得した個人又は個人の集団によって表現されるため、国は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定し、同時に、これらのわざを高度に体現・体得している者又は団体を保持者又は保持団体として認定している。
- 重要無形文化財の保存のため、国は、重要無形文化財の保持者に対して特別助成金を交付しているほか、保持団体や地方公共団体が行う無形文化財の伝承者養成事業、公開事業等に対し、その経費の一部を補助している。

根拠条文

- ◇ 文化財保護法第2条第1項第2号
・無形文化財：演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの
- ◇ 文化財保護法第71条第1項
・文部科学大臣は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる

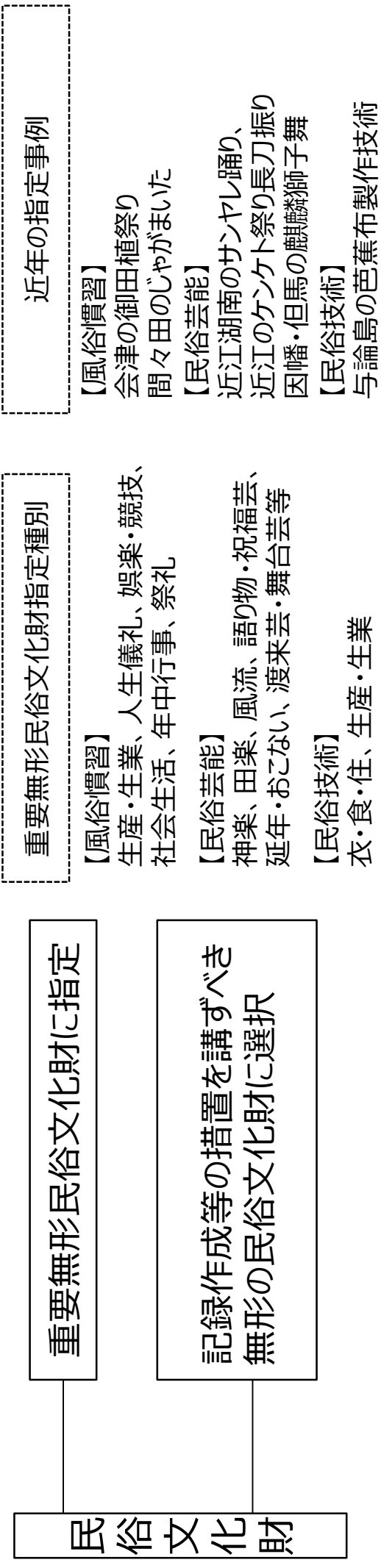


無形の民俗文化財について

- 民俗文化財とは、それぞれの地域に根ざした衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する「風俗慣習、民俗芸能、民俗技術」及びこれらに用いられる「衣服、器具、家屋、その他の物件」など、人々が日常生活の中で創造し、継承してきた国民の生活の推移を理解する上で欠くことのできないもの。
- 無形の民俗文化財のうち、特に重要なものを「重要無形民俗文化財」に指定し、その伝承者養成や用具の修理等に係る経費の一部を補助している。また、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択し、記録作成等に係る経費の一部を補助している。

根拠条文

- ◇ 文化財保護法第2条第1項第3号
・民俗文化財：衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- ◇ 文化財保護法第78条第1項
・文部科学大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができる。
- ◇ 文化財保護法第91条第1項（準用規定による読み替え後）
・文化庁長官は、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、国は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を補助することができる。



芸能分野

1. 選択制度の趣旨

変遷の過程を知る上で貴重なもののうち、主に以下の事項に該当するものを選択し、記録作成等による保護措置(記録保存)を図ること。

- (1) 芸能史研究において一定の価値が明らかにされており、実態の把握等が必要と認められるもの。
- (2) 時代の推移、変遷によって、次世代への継承が望めないもの。

2. 選択の実態

近年は、指定に至るには、研究が不十分あるいは実演家の実態の把握が不十分なものを当該制度で選択し、複数年にかけて国庫補助を活用し記録作成している。

<事例>

- ・講談(平成9年選択、平成14年度指定)
事業期間 平成11年度～15年度
- ・琉球古典箏曲(平成28年選択)
事業期間 平成30年度～令和4年度

工芸分野

1. 選択制度の趣旨

変遷の過程を知る上で貴重なもののうち、主に以下の事項に該当するものを選択し、記録作成等による保護措置(記録保存)を図ること。

- (1) 工芸史研究において一定の価値が明らかにされており、実態の把握等が必要と認められるもの。
- (2) 伝承者の養成が進んでおらず次世代へのわざの継承が困難なもの。

2. 選択の実態

- 1(1)(2)の記録を作成してきたが、昭和55年以降は選択制度が活用されていない。

1. 選択制度の趣旨

日本の各地に伝承される風俗慣習や民俗芸能、民俗技術のうち、主に以下の事項に該当するものを選択し、記録作成等による保護措置(記録保存)を図ること。

- (1) 過疎化や少子高齢化等によって伝承の存続が難しく、記録作成等の必要性が認められるもの。
- (2) 広域的に伝承されており、分布や伝承状況等について詳細な調査が必要なもの。

2. 選択の実態

・無形の民俗文化財については、毎年5件程度を選択しており、令和2年現在で、選択件数は647件である。
選択した後は、国庫補助事業を活用し、記録の作成が行われている。(なお、国指定された重要無形民俗文化財のうち、約6～7割程度が記録選択を経ている。)

※内訳 風俗慣習:261 民俗芸能:376 民俗技術:10

<事例>

- ・「会津の御田植祭」(平成27選択 平成31年指定)
事業期間:平成28～29年度
- ・「吉田の火祭」(平成12年選択 平成24年指定)
事業期間:平成15～16年度



【会津の御田植祭】



【吉田の火祭】

多様な文化財について

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

○ 定義

文化芸術基本法第12条において、「生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）」と規定。

○ 現況

- ・生活様式の変化や少子高齢化など、担い手の減少が顕著であり、その保存・継承が危ぶまれる状況。
- ・分野により担い手やまとまりなど状況が異なり、なかには、ユネスコ無形文化遺産の登録を希望するところもある。

生活文化の主たる分野

(1) 人々の暮らしの中でいわゆる道の文化等として
嗜まれてきたもの

①道の文化

茶道、華道、書道、煎茶道、香道 等

②その他

和装、礼法、短歌、俳句、川柳、盆栽、錦鯉 等

(2) 主に生活の営みと密接に関わるもの

①民俗文化財[文化財保護法に基づき保護]

風俗慣習、民俗芸能、民俗技術

②その他

食文化 等

特徴 ※上記（１）に関するもの

- お稽古事や趣味として、また、生活の営みそのものとして広く親しまれてきた。
- プロフェッショナルからアマチュアまで、幅広い層が担っている。
- 人々の生活の変化や嗜好の変化に応じて、発展と継承の工夫が行われており、可変性がある。
- 所作や道具原材料、しつらいなどが一体となって構成されており、産業としての広がりがあがる。

支援策

- ◇生活文化調査研究事業
生活文化における課題や展望等の実態を把握
- ◇伝統文化親子教室事業
次代を担う子供たちに対して、伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供
- ◇生活文化振興等推進事業
従来とは異なるアプローチにより生活文化の新たな需要を創出

- 豊かな自然に恵まれた我が国では、食に関する多様な習俗・「わざ」が形成。しかしながら、近年、生活様式の変化等により、食の習俗・「わざ」が十分に継承されず、その特色が失われつつある。
- 平成25年、「和食；日本人の伝統的な食文化」が、「自然の尊重」という日本人の精神を体現した食に関する社会的慣習としてユネスコ無形文化遺産に登録。「和食」の保護・継承の取組が進められてきたところ。
- 文化政策においては、平成29年の文化芸術基本法改正で、国が振興を図る生活文化の例示として「食文化」が明記。
- 令和2年、文化庁に参事官（食文化担当）を新設。8月、文化審議会文化政策部に食文化ワーキングを設置し、食文化の振興方策について検討。

法制度等における「食文化」の位置づけ

文化芸術基本法

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽…（中略）…等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

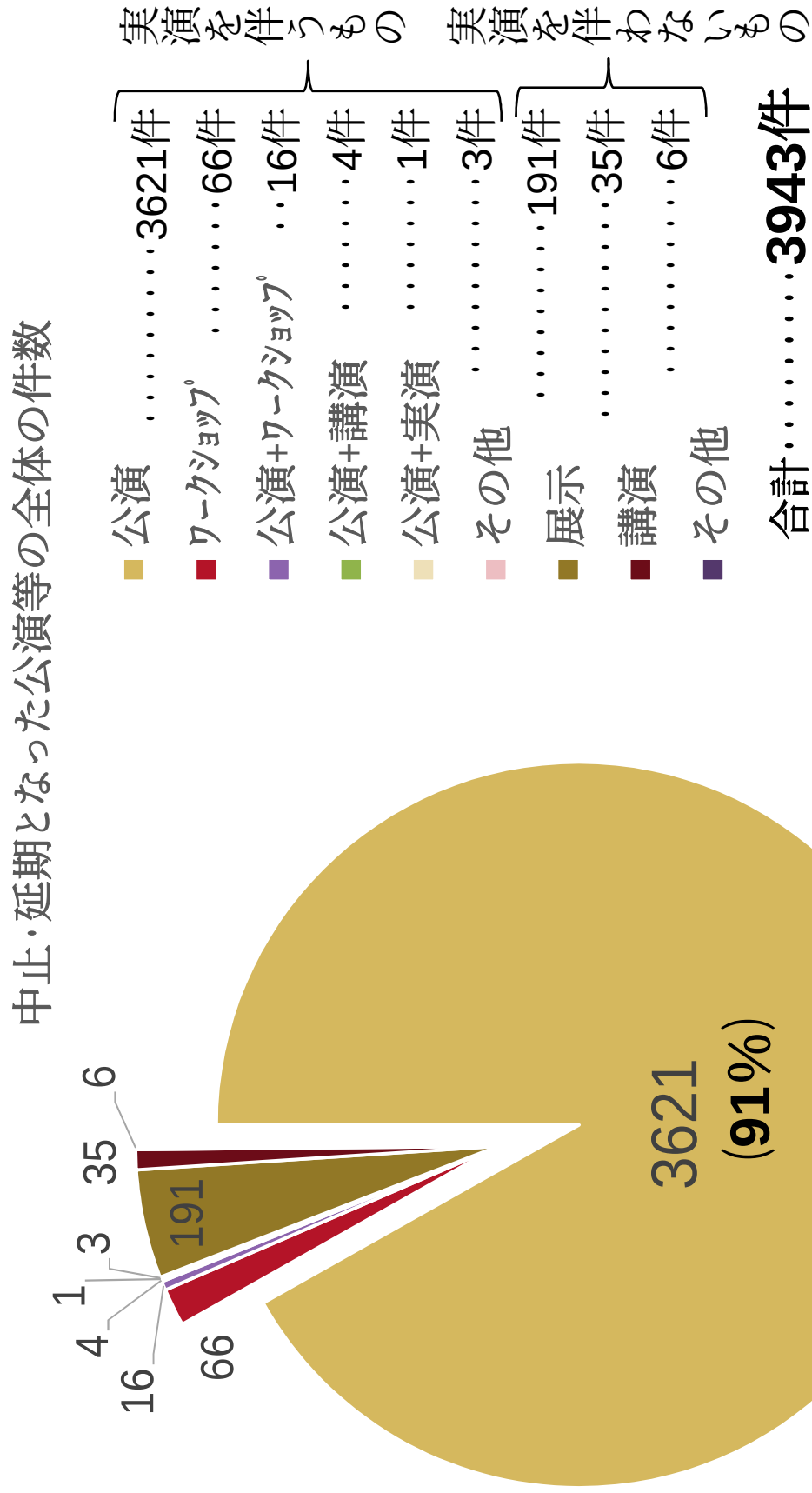
食育基本法

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

食文化WGにおける検討状況

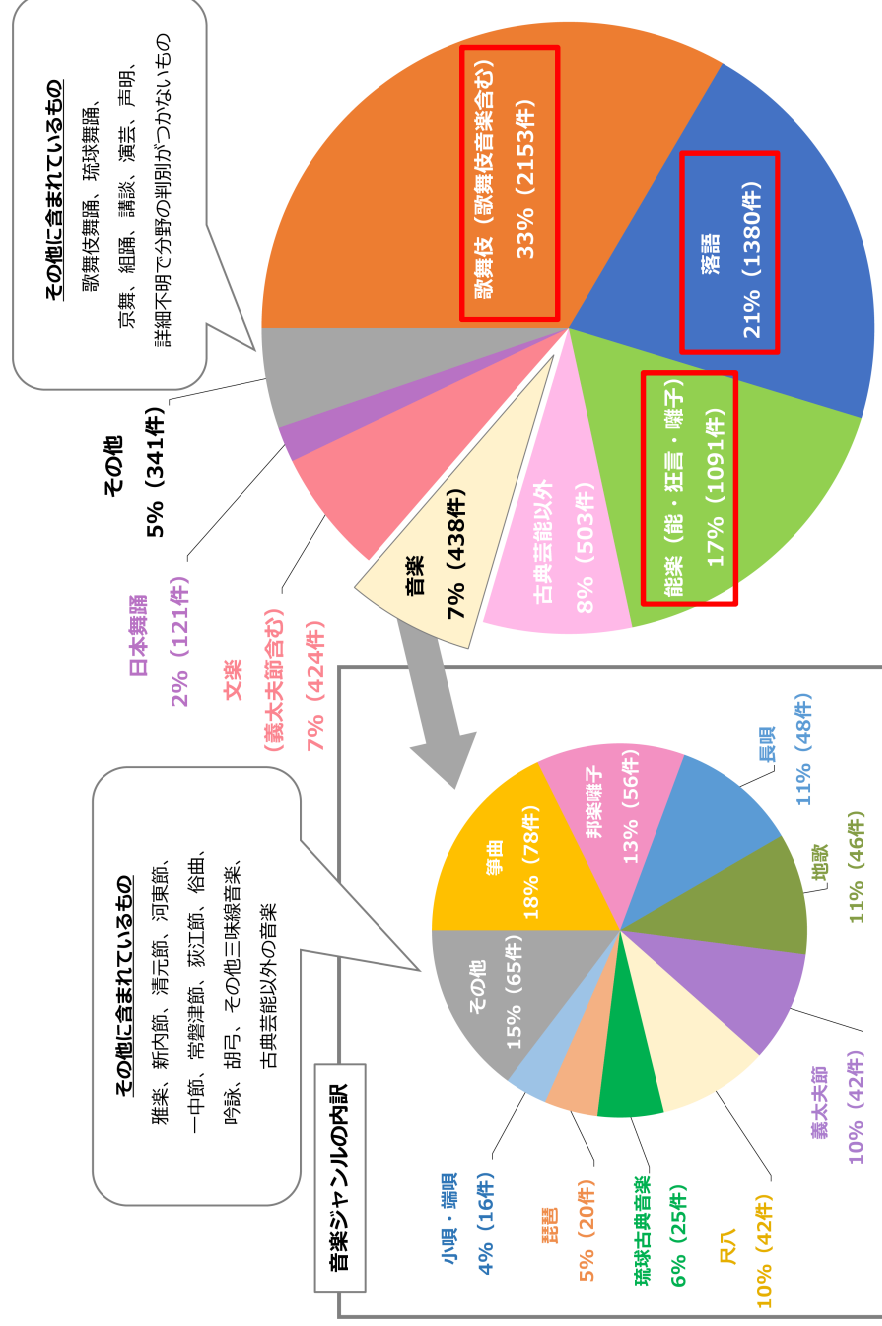
- 食文化政策の基本的考え方、文化財制度による食文化の保存・活用及びその他の食文化振興のための方策について検討。
- 関係者とアライングを含め3回開催（令和2年末時点）。
＜これまでの主な意見＞
 - ・ 基本的な食文化の継承に危機感。また、国内では食が文化である認識が不十分。国民が意識するきっかけが重要。
 - ・ 食文化を重要無形文化財として指定するには、現時点では学術的に評価する基盤が整ってない。ボトムアップの取組が重要。また、指定に向けた基盤が整うまでの間を補完する制度検討が必要。
 - ・ 文化財行政の中で食文化を適切に位置づけ、保存と活用の両輪の方策を示せば、無形文化では世界の先駆けとなれる。
 - ・ 地域で一つ一つ食文化を残していくこと、また料理だけでなく配膳など様々な点から捉えることも、食文化の多様性に繋がる。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大により、関連事業の中止・延期情報を表明した件数は、3900件を超えている。
- ・特に、実演を伴う公演では深刻な影響であり、中止・延期となった件数は約3400件にも上る。(11/17時点・東京文化財研究所調べ)



・ジャンル別の実演中止・延期件数を見ると、歌舞伎が2153件と一番多く、全体の33%を占め、これに落語（1380件（21%））、能楽（1091件（17%））が続く。（11/17時点・東京文化財研究所調べ）

○実演の中止・延期＜ジャンル別＞



生活文化（書道）

- コロナの影響により、ワークショップ開催が難しく、規模の縮小や中止を余儀なくされる恐れがあり、不安である。
- コロナの影響により、展覧会を中止するにも返品や連絡等の経費がかかり、開催するにしても、コロナ対策の費用や対応にコストがかかる。また、多くの書道展が中止になり、作品制作の機会も減り、書道用具の消費が減少し各業者の収益が落ち込んでいる。
- コロナの影響により、出品者が高齢の場合、出品を控える傾向にあり、また、子どもの書道体験の場合は、筆など手に触れる備品が多く、ソーシャルディスタンスを保つなどの予防対策が難しい。

生活文化（華道）

- コロナの影響で、大勢の人が出入りしたり、生け込みで長時間滞在するような場となってしまう花展については、中止せざるを得ず、活動ができず、発表の場がなくなっている。
- 大勢に一齐に教える講習会や実技指導の実施ができない。
- 教室が開催できないため、月謝収入がなくなっている。
- オンラインで指導できる部分もあるが、生きている素材を扱う技術であるため、直接指導しなければ教えられる部分について、指導ができない（例えば、枝を矯（た）める技など、うまくできたように見えても実際は折れてしまっているなど、微妙な部分までがわからない）。また、オンラインでの指導については、機器等の扱いが苦手な高齢者には困難である。

生活文化（茶道）

- 茶道は密の空間で行われ、例えば、濃茶は1つのお茶碗で回し飲む。そのため、コロナ禍においては稽古等ができず、月謝収入を維持することが難しくなっている。
- 学校茶道も同様で、クラブ活動等も難しくなっている。

生活文化（食文化）

- コロナの影響により、学校への出前授業、公開講座、フォーラム等多くのイベントが相次いで中止。
- 特に飲食を伴うイベントは、厳しい感染リスク軽減策が必要となり、開催が非常に困難。

※上記については、文化庁がそれぞれの分野の関係者との意見交換の中から聞き取った内容の主な意見をまとめたものである。

- 「文化芸術基本法」において生活文化の例示として「食文化」が明記された食文化の一層の振興を図るため、文化審議会文化政策部会に食文化ワーキンググループを設置。
- 食文化政策の基本的考え方、文化財制度による食文化の保存・活用及びその他の食文化振興のための方策について検討。

<スケジュール>

・第1回：9/8、第2回：10/8

第3回：12月前半開催予定

⇒年度内にとりまとめ予定

これまでの主な意見

<文化財制度について>

- 食文化を重要無形文化財として指定することに賛成だが、現時点では学術的に評価する基盤が整ってない。その間何もしないということではなく、どのような制度設計ができるかを検討すべき。緩やかな保存とボトムアップの取組から始めて、地道な調査研究に基づき無形文化財指定を実現した地域の事例は参考となる。
- 食文化の文化財指定については、慎重に検討すべきという声もある。きちんとした理論武装・学術的な裏付けが必要。制度設計については注意深く進めるべき。
- 多様性、希少性等を評価する民俗文化の観点も重要。芸術性等とは異なる観点の分析も必要。
- 文化財行政の中で食文化を適切に位置づけ、保存と活用の両輪の方策を示せば、無形文化では世界の先駆けとなれる。

<その他>

- 海外では日本の食文化への評価が高いが、国内では文化としての認識が弱い。国民が意識するきっかけ作りをすべき。また、多様な食文化が存在しても地域の人々や国民に認識されなければ意味がない。食教育や普及が重要。
- 地域で一つ一つ食文化を残していくこと、また料理だけでなく配膳など様々な点から捉えることも、食文化の多様性に繋がる。
- 日本料理で「勘と経験」と言われてきた技術を記録し、後世に残していくことが重要。
- 経済的価値が大きいことも忘れてはならない。文化発信とブランディングが大事。
- 食文化の基礎が危うい状況。生活文化全体にその傾向。

(50音順・敬称略)

	現職
◎太下 義之	同志社大学教授
河島 伸子	同志社大学教授
佐藤 洋一郎	京都府立大学和食文化研究センター特任教授
竹内 由紀子	女子栄養大学准教授
中澤 弥子	長野県立大学健康発達学部教授
松田 陽	東京大学准教授
宮田 繁幸	東京福祉大学留学生教育センター特任教授
村田 吉弘	株式会社菊乃井代表取締役

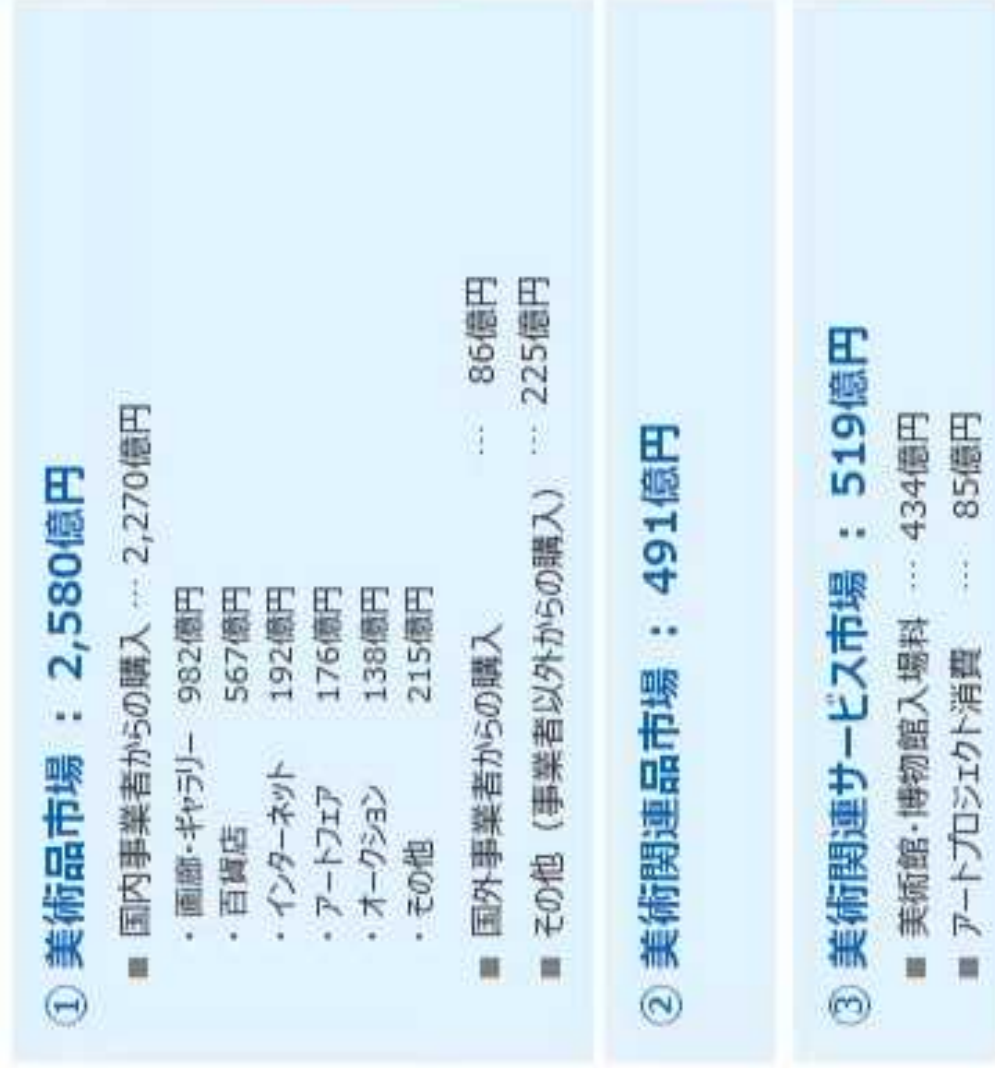
◎:座長

現代アート

- コロナの影響による美術館やギャラリーでの展覧会、芸術祭やアートフェア等のイベントの中止及び延期により、アーティストとして作品を発表する機会が減り、収入が減少した。
- アーティストなど美術系の専門職は社会的な認知度が低く、仕事の内容に比べて得られる報酬も少ないので、アートの仕事のみで食べていけない人はひと握りの状況。アルバイトなど非正規の仕事と兼業している場合、コロナの影響でその仕事もなくなり、生活費を得る術がなくなって困窮している人もいる。
- 日本では生活にアートが根付いておらず、海外の方が需要が高いと感じているが、実際にコロナの影響で海外での活動が全て中止になったことで、大幅に収入が減少した。
- 展示やイベントの機会が減ったままでは、制作費を回収することができず、アーティストとしての活動を断念せざるを得ない恐れがある。
- 美術館やギャラリー、芸術祭もコロナの影響による休館、休業、開催の中止及び延期により収入が減少している。再開しても、感染症防止対策のために支出が増えている。
- 地方自治体が開催している芸術祭には、税収の減少もあり、存続の見通しが立たないものもある。
- 美術館では、今後也大規模な動員を伴う企画展の開催は難しいことが考えられ、そうした企画展の入場料収入に頼ってきた収支構造を変えなければならぬという課題に直面している。

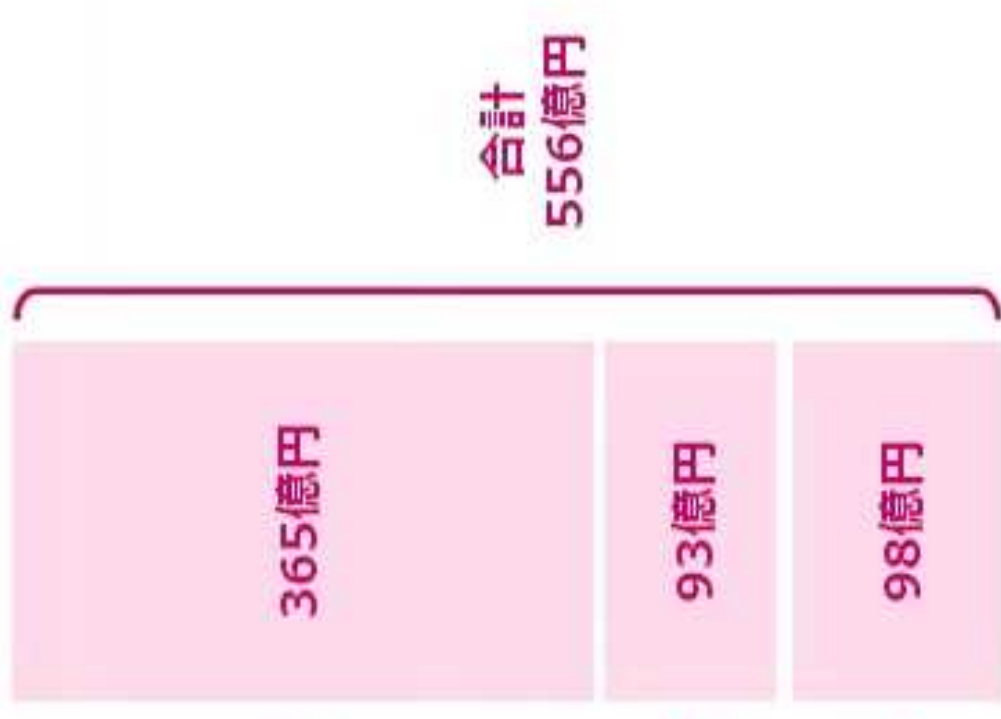
※上記については、文化庁がそれぞれの分野の関係者との意見交換の中から聞き取った内容の主な意見をまとめたものである。

2019年の市場規模 ※



※ 出所) 「日本のアート産業に関する市場調査2019 (一社) アート東京、(一社) 芸術と創造

2020年3～5月の損害額



出典: 「新型コロナウイルス感染拡大を受けた日本のアート産業の損害推計」
(一社) 芸術と創造

地方における文化財保護の状況

<都道府県>

1	京都府▲
2	大阪府
3	兵庫県

合計：3 府県

※文化庁調査(令和2年10月実施)において回答のあった団体のうち、制度の名称又は条例等に「登録」と明示されているものを抽出(この他、「登載」等の用語で地方における文化財保護制度を設けている団体がある。)

<市区町村>

合計：83市区町村

1	北海道	上士幌町	29	板橋区●▲	57	磐田市
2	宮城県	仙台市▲	30	練馬区●▲	58	松阪市
3		名取市	31	足立区▲	59	いなべ市
4	山形県	大石田町●	32	葛飾区▲	60	伊賀市
5	茨城県	常陸太田市	33	江戸川区▲	61	京都市▲
6		常陸大宮市	34	三鷹市▲	62	宇治田原町
7		東海村	35	府中市	63	大阪府
8	栃木県	佐野市	36	町田市	64	吹田市▲
9		日光市	37	小金井市	65	貝塚市
10		真岡市	38	国立市	66	枚方市
11	埼玉県	所沢市	39	福生市▲	67	河内長野市
12		上尾市▲	40	瑞穂町	68	神戸市▲
13		八潮市	41	日の出町●▲	69	川西市
14		三郷市	42	神奈川県 横浜市▲	70	奈良県 山添村●▲
15	千葉県	千葉市▲	43	相模原市▲	71	鳥取県 智頭町
16		佐倉市	44	伊勢原市▲	72	島根県 松江市
17		酒々井町	45	海老名市	73	雲南市
18	東京都	中央区▲	46	南足柄市	74	香川県 高松市
19		港区	47	箱根町	75	愛媛県 西条市
20		新宿区▲	48	富山県 砺波町▲	76	福岡県 福岡市▲
21		墨田区●▲	49	福井県 坂井市	77	小郡市
22		江東区●▲	50	山梨県 山梨市	78	玉名市
23		世田谷区	51	北杜市	79	多良木町
24		渋谷区	52	松本市	80	あさぎり町
25		中野区▲	53	高森町▲	81	臼杵市
26		杉並区▲	54	岐阜県 垂井町	82	宇佐市
27		豊島区●	55	大野町	83	沖縄県 宜野湾市▲
28		荒川区●▲	56	静岡県 静岡市▲		

(参考)

- 無形文化財を登録の対象に含む団体 (9 団体)
- ▲無形民俗文化財を登録の対象に含む団体 (31 団体)

○京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）（抄） （登録等）

第52条 教育委員会は、府の区域内に存する文化財で法又はこの条例の規定に基づき指定された文化財以外のもの（以下「指定外文化財」という。）を台帳に登録し、その保存及び活用のために必要な措置を講じることができる。

2 教育委員会は、前項の規定による登録をするには、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定によるほか、同項に規定する指定又は登録をした後に保存のための措置を講じたのでは、滅失、毀損その他の事由により文化財としての価値が損なわれるおそれがあると認めると登録された指定外文化財を同項の台帳に暫定的に登録することができる。

4 教育委員会は、緊急の必要があると認めるときは、前項の規定により登録された指定外文化財の保存のために必要な措置を講じることができる。

5 第1項及び第3項の規定による登録並びにこれらの規定により登録された指定外文化財の保存及び活用に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

36

○福岡市文化財保護条例（昭和48年福岡市条例第33号）（抄） （登録）

第35条 教育委員会は、本市の区域内に存する文化財（法第27条第1項、法第71条第1項、法第78条第1項又は法第109条第1項の規定（以下「法の指定の規定」という。）により指定されたもの、県条例第4条第1項、県条例第23条第1項、県条例第29条第1項又は県条例第37条第1項の規定（以下「県条例の指定の規定」という。）により指定されたもの、第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項又は第30条第1項の規定（以下「この条例の指定の規定」という。）により指定されたもの及び法第57条第1項、法第90条第1項又は法第132条第1項の規定（以下「法の登録の規定」という。）により登録されたものを除く。）のうちその文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを福岡市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として登録することができる。

2 市登録文化財の種別は、次のとおりとする。

(1) 福岡市登録有形文化財（以下「市登録有形文化財」という。）

(2) 福岡市登録無形文化財（以下「市登録無形文化財」という。）

(3) 福岡市登録有形民俗文化財（以下「市登録有形民俗文化財」という。）

(4) 福岡市登録無形民俗文化財（以下「市登録無形民俗文化財」という。）

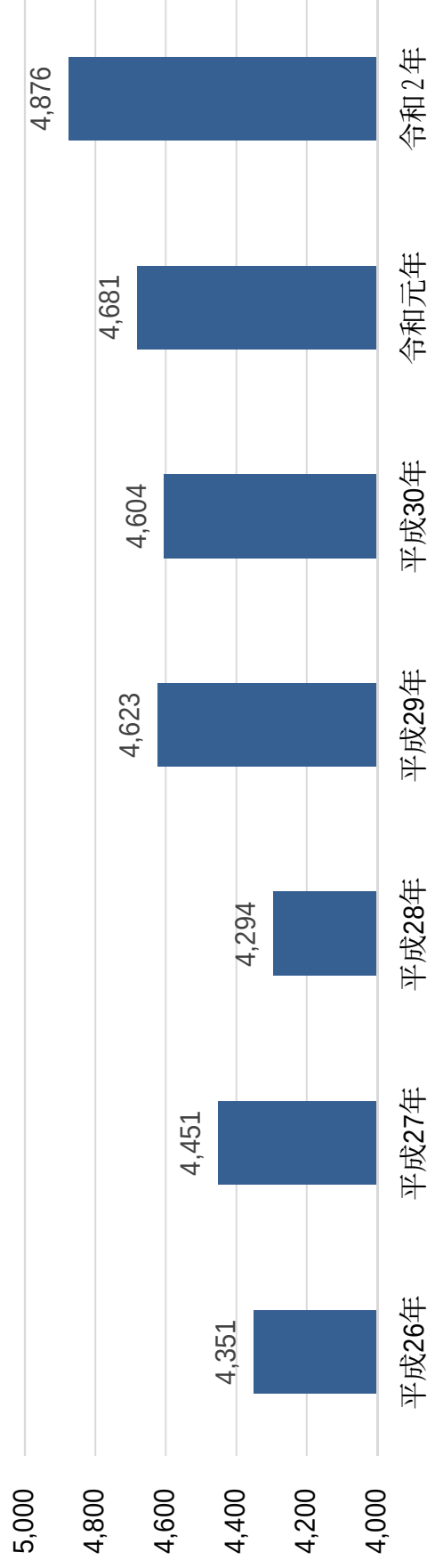
(5) 福岡市登録史跡、福岡市登録名勝又は福岡市登録天然記念物（以下「市登録史跡名勝天然記念物」と総称する。）

3～6 （略）

地方公共団体指定・選定の件数推移



地方公共団体登録の件数推移



※令和2年より地方公共団体登録の件数の調査手法を変更している。

＜地方指定の事例＞

名称：高橋家住宅
指定等種別：松本市指定重要文化財
指定等年月日：昭和44年7月4日
所在地：長野県松本市開智 2－9－10
所有者：松本市



高橋家住宅は、松本藩が藩士の住まいとして所有していた、いわば官舎であった。はっきりとした建築年代はわかっていないが、高橋家のある徒士町(おかちまち)ができた17世紀前半から、高橋家に移ってきた享保11年（1726年）までの間に建てられたものである。現存する武家住宅としては、旧松本藩内はもとより、長野県内でも最も古い時期の建物の一つとされている。

	松本市指定文化財
法令における根拠	文化財保護法182条第2項 松本市文化財保護条例第3条
法令における補助規定	松本市文化財保護条例第19条
税制優遇	【地価税】 非課税
地財措置	【特別交付税】 ・各文化財類型の指定件数にそれぞれ特別交付税に関する省令で定める額を乗じて合算した額 ・災害復旧事業に要する経費の8割で措置
予算補助	【松本市保護事業補助金】 ・補助率50%（但し補助額は最大500万円） ・災害復旧の場合は60%（但し補助額は最大1000万円）

名称：旧デリー（壺の蔵）
指定等種別：松本市登録文化財
指定等年月日：令和元年9月27日
所在地：長野県松本市中央2-4-13
所有者：個人



明治40年（1907年）に建築された木造2階建、寄棟造の建物である。土蔵造の建物で、外壁は黒漆喰の仕上げ、腰部はなまこ壁となっている。古写真から「加嶋屋呉服店」として建築されたと推定され、その後、「清水煙草卸売捌所」などの店舗として用いられたことが古地図から判明している。昭和45年から平成29年までは「カレーデリー」として用いられ、市民にも特徴的な建造物として親しまれている。

＜地方登録の事例＞



	松本市登録文化財
法令における根拠	松本市文化財保護条例第6条
法令における補助規定	松本市文化財保護条例第19条
税制優遇	—
地財措置	【特別交付税】 ・有形文化財（建造物）、美術工芸品（美術工芸品）、有形民俗文化財の登録件数にそれぞれ特別交付税に関する省令で定める額を乗じて合算した額
予算補助	【松本市文化財保護事業補助金】 ・補助率50%（但し、補助額は最大300万円）

＜地方登録の事例＞

名称：ガラス工（江戸切子）
指定等種別：江東区登録文化財
登録年月日：平成21年3月27日
保持者：小林淑郎



江戸切子は、ガラス生地の上に様々な文様を刻み込む技法。江戸では天保年間（1830～44）頃に始まったといわれている。明治14年、来日した英国人エマヌエル・ホープトマンによる技術指導で、旧来の手挽き摺りからグラインダーによるカッティング技術が導入され、現在のようない切子が作られるようになった。

江戸切子の特徴は、カットが深く鋭いこと、文様が多彩で変化にとんでいくことにある。現在は、円盤ダイヤモンドホール（以前は金盤）を使用し、様々な文様のカットを刻み込む。カット自体は、その断面がV字状をなす溝を削り込むところに特徴があり、深さや太さで光りの屈折が異なるため、それらを計算したうえでカットを行う。

小林氏は、昭和25年に生まれ、大学卒業後、父親で切子職人の英夫氏（大正12年生まれ。元区指定無形文化財保持者）から技術を習得。

	江東区登録文化財	
法令における根拠	江東区文化財保護条例第4条	
法令における補助規定	江東区文化財保護条例第6条	
税制優遇	—	
地財措置	—	
予算補助	【江東区文化財保護奨励金】 無形文化財（個人）10,000円/年度 （団体）30,000円/年度	

地方における文化財登録制度—兵庫県の事例—

令和2年11月11日（水）

兵庫県教育委員会事務局文化財課 甲斐昭光

1 建造物の登録制度（資料1参照）

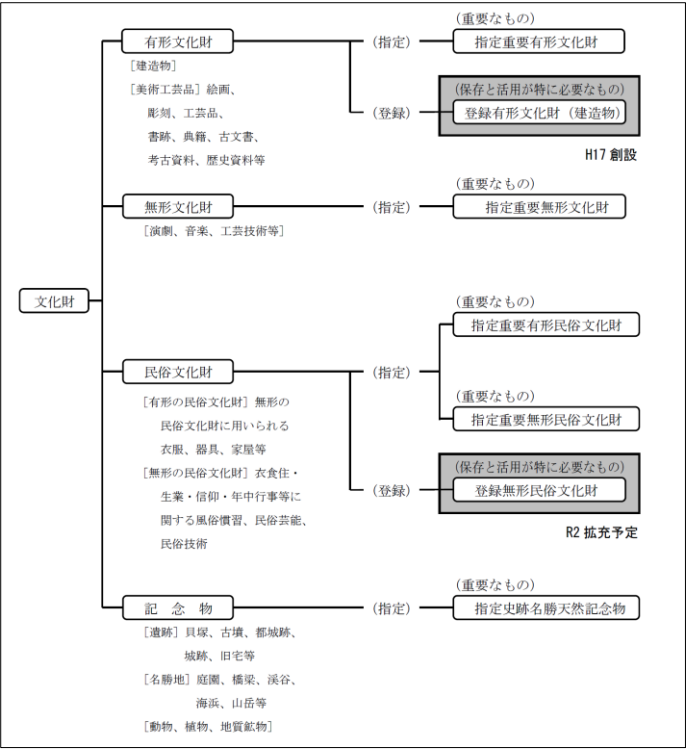
- ・ 県等の景観行政と連携
- ・ 修理費に対する補助が可能
- ・ 地域の実態に応じて活用されている

2 無形民俗文化財の登録制度（検討中）

- ・ 無形民俗文化財のうち一定程度調査が進んだ「祭り・行事」（＝「民俗芸能」・「風俗慣習」）に限定
- ・ 地域に受け継がれてきた「祭り・行事」を早急に幅広く個別に登録。
- ・ 歴史性を重視（発祥が昭和初期以前のもの）

3 無形民俗文化財の登録のあり方

- ・ 無形民俗は、より地域に密着
⇒地方登録が望ましいか
- ・ 国登録を導入なら、役割分担により地方登録を促進（個別文化財でなく、ユネスコ無形文化遺産のような「類型」の登録か）



兵庫県の文化財保護の体系

兵庫県の文化財登録制度

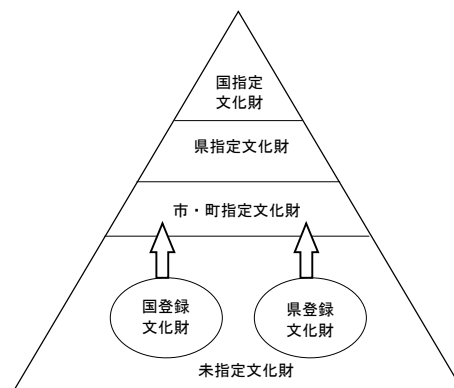
	建造物	無形民俗文化財（祭り・行事） <u>検討中</u>
制定	・ H18. 3. 24 条例改正（H18. 4. 1 施行）	・ R3. 3 条例改正（予定）
意図	・ 「歴史文化遺産活用構想」（H14）に基づき、歴史的景観に調和したまちづくりに建造物を活用	・ 「文化財保存活用大綱」（R1）に定めた『祭り・行事調査』で把握された無形民俗文化財への早急な保護措置
登録要件	・ 県の区域内に所在する建造物・工作物 ・ 保護法等による指定がないもの ・ 建築後 50 年を経過したもの ・ 登録基準は国に準じる	・ 県の区域内で実施される「祭り・行事」 ・ 保護法等による指定がないもの ・ 昭和初期以前に発祥したもの ・ 登録基準は未定
手続	・ 文化財保護審議会で諮問・答申	・ 文化財保護審議会で諮問・答申
財政支援	・ 修理に要する事業費の 1/6 補助 ・ 事業費上限額：1,000 万円（重点文化財活用地区内※）、600 万円（地区外）	・ 記録作成や用具等の整備に要する事業費に補助を検討中
登録数	・ 24 件（54 棟 3 基）（うち約半数は地区内）	—
登録候補	・ 約 5,000 件（『近代化遺産』、『近代和風建築』等の調査物件を基に、随時追加）	・ 約 3,800 件（『祭り・行事調査報告書』掲載分のうち「指定済み」・「廃絶」を除く件数）、随時追加予定
※	重点文化財活用地区：県等が指定する歴史的景観形成地区を参考に設定（現在 19 地区）	—

1 兵庫県登録文化財制度（建造物）の概要

(1) 制度の目的

阪神・淡路大震災により多数の身近な文化財が喪失したことから、これらの文化財が地域の個性の形成に重要な役割を果たしてきたことが認識された。震災検証事業等においても文化財を活用したまちづくりの重要性が指摘される中、貴重な文化財を次世代に継承するための新たな文化財保護のあり方が問われている。

このため、文化財保護法等により指定を受けていない有形文化財で建造物であるもののうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録する「登録有形文化財」の制度を定めた（平成18年3月24日兵庫県文化財保護条例改正。同年4月1日施行）。



挿図 1 県登録文化財の位置付け
(イメージ)

(2) 制度の概要

(a) 要件（資料(4) 兵庫県文化財保護条例第19条の2）

県の区域内に存し、文化財保護法等による指定を受けていない有形文化財（建造物）のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの⁽¹⁾。

(b) 基準（資料(4) 兵庫県文化財保護条例施行規則第17条の2）

登録有形文化財登録基準（平成8年8月30日 文部省告示第152号）に準じ、以下のとおりとする。

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

- (1) 県土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

【例】

(1) 県土の歴史的景観に寄与しているもの

- ◎特別な愛称などで広く親しまれている場合 例) ○○○の洋館、××の赤レンガ
- ◎その土地を知るのに役立つ場合 例) 地名の由来となった建造物（○○橋など）
- ◎絵画などの芸術作品に登場する場合 例) 浮世絵に描かれた建造物、歌謡曲に登場する橋

(2) 造形の規範となっているもの

- ◎デザインが優れている場合 例) ゴシック様式の教会、古典様式の銀行
- ◎著名な設計者や施工者が関わった場合後に数多く造られるものの初期の作品 例) 昭和初期のモダニズム建築物
- ◎時代や建造物の種類の特徴を示す場合 例) 茅葺屋根の農家、下見板貼の洋館

(3) 再現することが容易でないもの

- ◎優れた技術や技能が用いられている場合 例) なまこ壁の住宅、優れた欄間彫刻を持つ書院
- ◎現在では珍しくなった技術や技能が用いられている場合 例) 黒漆喰塗の町屋
- ◎珍しい形やデザインで、他に同じような例が少ない場合

(c) 分類

「産業」・「交通」・「公共施設」・「住宅」・「宗教」・「その他」の6つに分類する⁽²⁾。

(d) 登録手続き

⁽¹⁾ 工法・材料・意匠のすべてにおいて、保護の必要があると思われる状態が、「内外観」の過半にわたり認められることを目安とする。

⁽²⁾ 「宗教」に分類される石造物の取扱いについては、当面、国宝・重要文化財指定での分類に準拠し、以下のものを登録文化財の対象とする。 宝篋印塔・五輪塔（一石五輪塔を除く）・無縫塔・石幢・鳥居 等

登録候補物件一覧の管理（挿図4）：県教委から市町文化財主管課に照会し、回答物件を補加。
 登録手続き（挿図4）：文化財保護審議会にて諮問・答申。教育委員会による議決。
 登録申請：申請に必要な書類は以下のとおり。市町教委から県教委に進達。

- （ア）文化財登録申請書（挿図5）
- （イ）概要票（挿図6、市町教育委員会文化財担当者等が記入）
- （ウ）所有を示す書類（登記簿写し等）
- （エ）建物の文化財的価値を評価した文献、竣工・改修記録の調査結果等

(3) 助成の概要

(a) 補助事業の対象となる経費（資料(4)、平成22年度兵庫県教育委員会補助金交付要綱）

平成22年度については、「重点文化財活用地区」内で行う県登録文化財の修理等の事業実施に要する経費の上限を1,000万円とし、県が1/6以内の補助率で予算の範囲内で補助をする。なお、「重点文化財活用地区」外では、経費の上限を600万円とする。

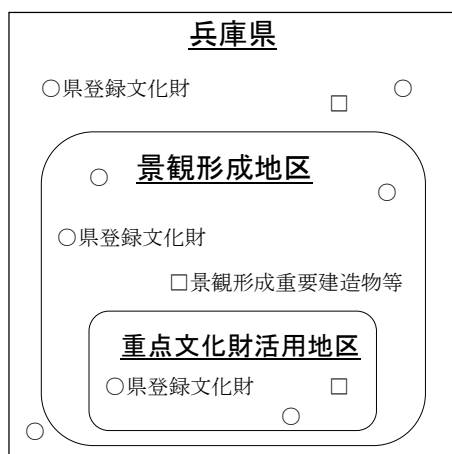
「地域の伝統文化の特徴を活かして活用を図るもの」の事例

- 1 産業の振興に資するもの
 ツーリズム等の魅力向上に生かす拠点施設として地域振興に資するもの
 例) 物産館に旧役場を活用・飲食店に町屋を活用
- 2 魅力ある生活環境の創造に資するもの
 都市や農村等の歴史・文化環境の向上に生かす地域の個性としてまちづくりに資するもの
 例) 街並み整備に社寺を活用・農村整備に養蚕住宅を活用
- 3 子供たちの学習に資するもの
 身近な地域の学習教材として、子供たちの地域への愛着と誇りの醸成に資するもの
 例) むかしの生活体験に古民家を活用・伝統芸能体験に神社の能舞台を活用
- 4 県民の生涯学習に資するもの
 生涯学習を通して県民のふるさと観の醸成に資するもの
 例) 博物館に学校施設を活用・文化財講座に社寺を活用

(b) 補助事業の対象となる工事

修理補助の対象とする工事は、建物の内外を問わず、文化財修理に限定する⁽³⁾。

景観形成地区内における修理補助対象の工事については、景観行政との重複補助を避ける必要があるため、補助申請前に市町景観行政担当との事前協議が必要。



挿図2 重点文化財活用地区の位置
(イメージ)

挿図3 重点文化財活用地区検討委員会委員（H22年度）

■建造物担当	
山岸常人	京都大学大学院工学研究科准教授 兵庫県文化財保護審議会委員
黒田龍二	神戸大学大学院工学研究科准教授 兵庫県文化財保護審議会委員
吉田高子	元近畿大学理工学部教授 兵庫県文化財保護審議会委員
■景観担当	
八木雅夫	明石工業高等専門学校建築学科教授 (役職名は平成22年8月31日現在)

⁽³⁾ 屋根修理・部分修理を想定する。

松本市登録文化財制度について

松本市教育委員会

1 制度の目的

松本市歴史的風致維持向上計画に定める重点区域内（松本城下町及びその周辺のエリア）の歴史的建造物の保存活用及び歴史的なまちなみ景観の保全を図るもの。

松本市指定文化財制度及び松本市近代遺産登録制度を補完するため、令和元年度から、松本市独自の施策として条例に基づき対象地域を区切って実施しているもの。

2 制度の概要

(1) 登録文化財の要件（松本市文化財保護条例第6条）

国・県・市の指定文化財以外の文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの。

令和2年11月現在の登録件数は1件（旧デリー（壺の蔵））。

(2) 登録の基準（松本市文化財保護条例施行規則第4条）

松本市近代遺産登録要綱に基づき松本市近代遺産として登録された建造物のうち、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

条例上は文化財の種別は定めていないが、登録基準は建造物のみを規定。

(3) 登録の手続き（松本市文化財保護条例第6条、第7条）

松本市文化財審議委員会の審議（諮問・答申）を経て松本市教育委員会が登録。

(4) 松本市近代遺産制度の概要（松本市近代遺産登録要綱）

松本市歴史的風致維持向上計画に定める重点区域（松本城下町区域）内に存在する築50年以上の建造物で、歴史的価値を有するものと認められるもの（指定文化財を除く）を、近代遺産（近代のまちの歴史を伝え、その存在自体がまちの魅力向上につながるもの）として登録するもの。

3 補助制度の概要（松本市文化財保護事業補助金交付要綱）

(1) 対象となる物件

ア 松本市登録文化財

イ 松本市近代遺産に登録された国の登録有形文化財

(2) 補助対象経費

保存のために行う修理及び耐震対策工事に要する経費

(3) 補助金額

補助対象経費の10分の5以内の額（上限300万円）

【平成30年文化財保護法改正関係】

国（文化庁長官）

都道府県：文化財保存活用大綱の策定

- ・域内の文化財の総合的な保存活用に係る取組の方針、広域区域ごとの取組、小規模市町村への支援等

市町村：文化財保存活用地域計画の策定

古民家

遺跡

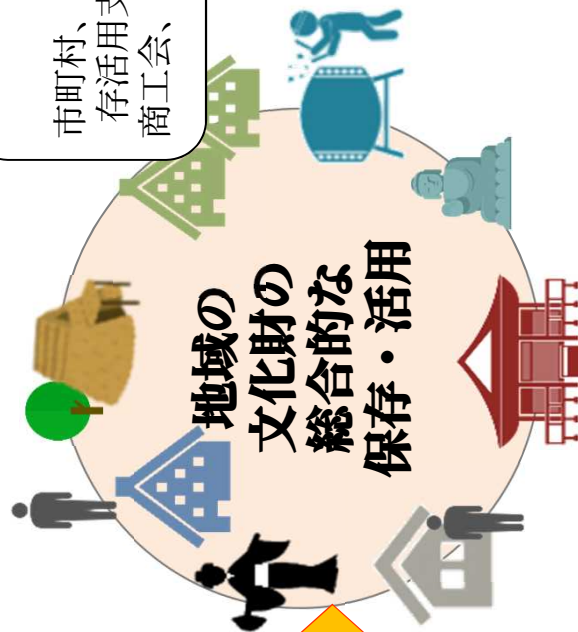
舞踊

これに加えて、地域社会
全体で文化財の継承

仏像

社寺仏閣

お祭り



協議会

市町村、都道府県、所有者、文化財保存活用支援団体、地域住民、NPO、商工会、観光関係団体、学識経験者等

地方文化財保護審議会

域内の文化財の総合的な把握 (未指定文化財を含む)

保存・活用のために必要な措置

- ・価値付け
- ・修理管理
- ・ガイダンス施設整備
- ・普及啓発 等

文化財保存活用支援団体：市町村は地域計画に記載された保存活用のための措置と活動方針が合致する民間団体を指定し、民間も含め地域一体で文化財継承へ

- 都道府県は、域内における文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定することができる。
- 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。

○平成30年改正（新設）

（文化財保存活用大綱）

第183条の2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

（文化財保存活用地域計画の認定）

第183条の3 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第192条の6第1項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

＜地域計画の認定効果＞

- 国文化財登録原簿への登録の提案
 - 地域計画の作成過程で調査・把握された未指定文化財に対して速やかな保護措置を講じつつ、規制が緩やかな登録制度を活用して所有者等の創意による様々な活用を促進
- 認定市町村による事務処理の特例
 - 認定地域計画の主体的かつ円滑な推進を図るため、現在、都道府県・政令市・中核市等において処理されている事務について、希望に応じて、認定市町村において実施できる

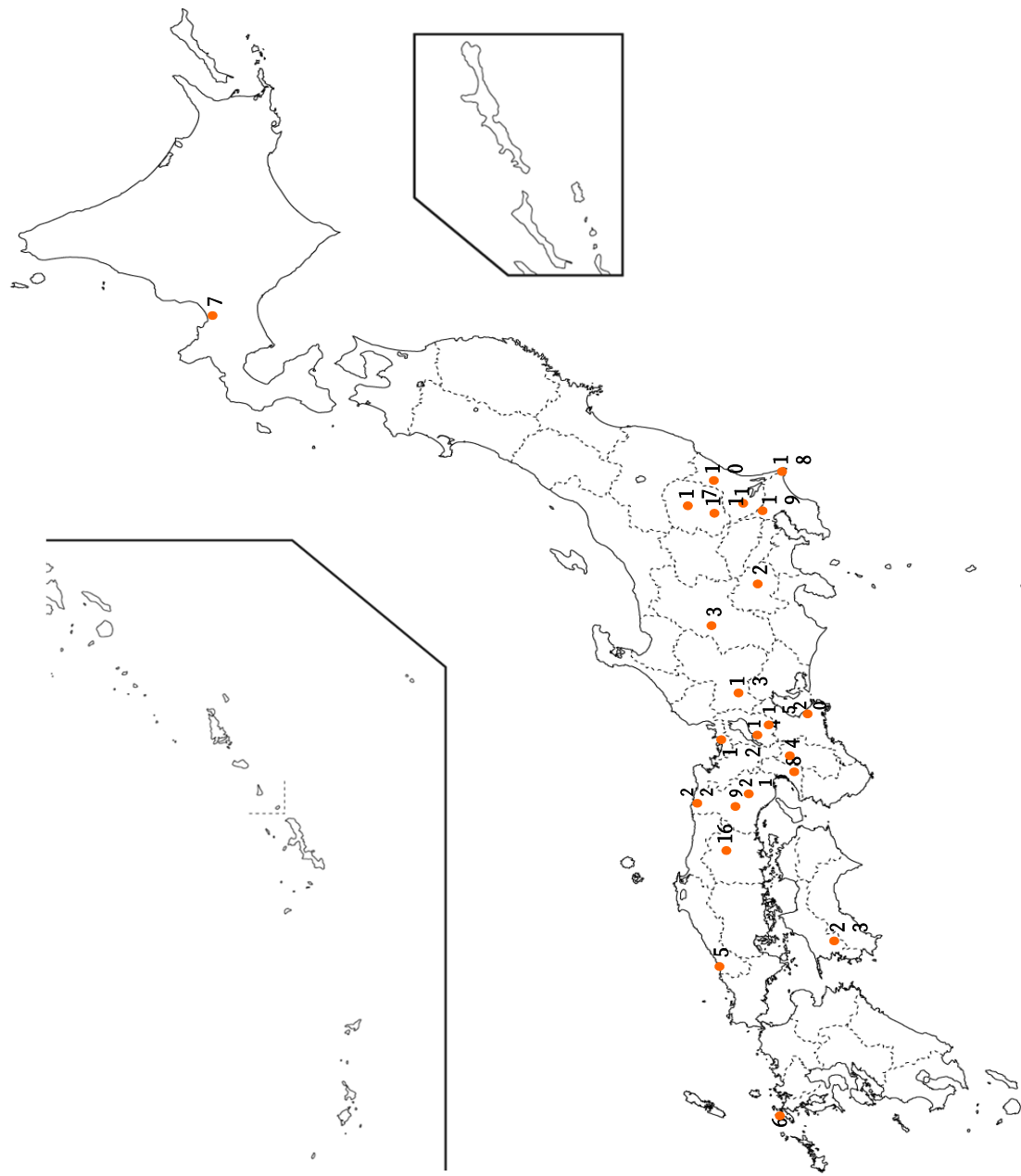
○必要的記載事項

- ① 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- ② 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
- ③ 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- ④ 計画期間
- ⑤ その他文部科学省令で定める事項

○地域計画の詳細は国の指針に記載

＜指針における地域計画の記載事項＞

- 市町村の概要、文化財の概要、歴史文化の特徴
 - 文化財の保存・活用に関する課題、方針
 - ・ 市町村としての目指すべき方向性や将来像、域内の文化財の保存・活用に関する取組の方針など
 - 文化財の保存・活用に関する措置
 - ・ 文化財の指定等、修理、整備
 - ・ 文化財に関する情報発信、普及啓発、人材育成
 - ・ 支援団体など民間と連携した取組
 - ・ 防災・防犯対策、災害発生時の対応
 - ・ 原材料の確保、修理技術等の継承に関する取組
 - ・ 条例等に基づく当該市町村独自の取組 など
 - 文化財を把握するための調査に関する事項
 - ・ 調査が未実施の文化財類型や地域、今後の調査の実施の方針や具体的計画など（網羅的な調査・把握が完了していないことも計画は作成可能）
- ※ 調査により把握された未指定文化財を含む「文化財リスト」は別添資料として添付
- 計画期間
 - ・ 地域の実情等に応じて概ね5年～10年程度
 - 文化財の保存・活用の推進体制
 - ・ 文化財担当部局や関係部局等における職員・専門的人材の配置状況、地方文化財保護審議会の設置状況や文化財保護指導委員の配置状況、文化財保存活用支援団体の指定状況、今後の体制整備の方針など



● : 文化財保存活用地域計画作成市町村 (23市町)

No	都道府県	市区町村
1	茨城県	牛久市
2	山梨県	富士吉田市
3	長野県	松本市
4	奈良県	王寺町
5	島根県	益田市
6	長崎県	平戸市
7	北海道	札幌市
8	大阪府	河内長野市
9	兵庫県	神河町
10	茨城県	常陸大宮市
11	栃木県	下野市
12	福井県	小浜市
13	岐阜県	岐阜市
14	滋賀県	草津市
15	滋賀県	甲賀市
16	岡山県	津山市
17	栃木県	大田原市
18	千葉県	銚子市
19	千葉県	我孫子市
20	三重県	明和町
21	兵庫県	加西市
22	兵庫県	香美町
23	愛媛県	松野町

○地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産）の補助実績

・R1年度

採択件数：221件、採択金額：11億3315万3千円

・R2年度

採択件数：197件、採択金額：10億7748万円

○地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産）の事例

	自治体名	採択 年度	事業内容
1	群馬県桐生市	R1	桐生祇園祭（未指定文化財）に係る囃子の後継者育成及び屋台の修理
2	大阪府岸和田市	R1	岸和田だんじり祭り（未指定文化財）の地車（だんじり）の修理
3	和歌山県橋本市	R1	相賀八幡神社秋季例大祭古佐田山車曳行行事（未指定文化財）の山車修理及び記録作成
4	栃木県宇都宮市	R2	二荒山神社例祭（未指定文化財）に係る茂登町日本武尊山車の修理
5	静岡県掛川市	R2	挙張神社例大祭山車曳行行事（未指定文化財）に係る山車修理及び踊りの後継者養成
6	大阪府柏原市	R2	御劔神社祭礼及び石神社祭礼（未指定文化財）に係る太鼓台の修理